

源泉所得税改正のあらまし

～扶養控除関係の改正について～

平成22年度の税制改正により、平成23年1月以後に支払う給与より改正した源泉所得税が適用されることとなります。

ここでは、給与計算業務に密接に関わる「扶養控除関係」の改正についてご案内します。

◆年少扶養親族に対する扶養控除の廃止

年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除38万円が廃止になります。

平成22年までは、生計を同一にする合計所得が38万円以下の親族が控除対象親族だったのですが、これが、年齢で区別されることとなります。

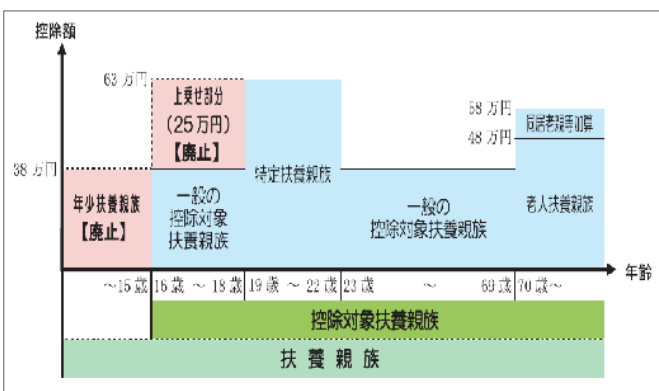
◆特定扶養親族の範囲の変更

年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。

これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。

平成22年までは、年齢16歳以上23歳未満の人が特定扶養親族であり、扶養控除の金額が1人につき38万円+25万円でしたが、平成23年1月以後は、年齢16歳以上19歳未満の人は、一般の扶養親族として38万円の扶養控除になります。

年齢別の扶養控除の概要は下図になります。

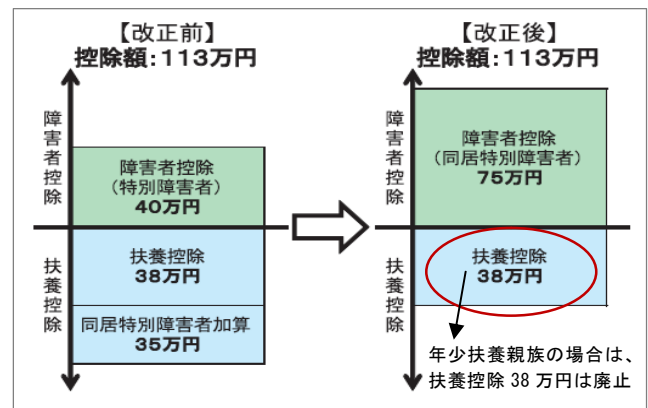


◆障害者等の控除額の変更

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、同居特別障害者に対する障害者控除の金額が1人につき75万円に改められました。

給与等に対する源泉徴収税額は、今まで通り障害者に該当するごとに扶養親族の数に1人を加えて計算しますが、年少扶養親族の人数については、数に加えないこととなりますので、注意が必要です。

(例) 同居特別障害者(一般の控除対象扶養親族)の場合



改正後の扶養控除金額等は下記になります。

区分	控除額
配偶者控除	一般の控除対象配偶者 380,000円
	老人控除対象配偶者 480,000円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族 380,000円
	特定扶養親族 630,000円
	老人扶養親族 同居老親等以外の者 480,000円
	同居老親等 580,000円
障害者控除 ^(注1)	一般の障害者 270,000円
	特別障害者 400,000円
	同居特別障害者 750,000円

(注)1 部分が改正された項目です。
2 障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

1月の給与支払時に慌てないように、事前準備として社員の扶養親族に関して確認しておきましょう。

《声》

経営改善に対する経営者の意欲は大きな差があると感じられます。

ある経営指導員が飲食店の店舗診断を行ったときの話です。ある店舗では、店主夫妻が日頃考えている問題をメモしておいて、真剣に納得するまで次々に質問しますが、別の店舗では店主が迷惑そうに應對して、嫌々ながら答えます。これは少々の工夫では改善できるはずがないと諦めている場合や、あと数年で廃業を決めている場合などによくみられることです。

病氣治療において必死に病気を治そうとする患者を前にすると、医者も力を尽くして治療に当たるのと同じ様に、経営を改善したいという気が入ると経営者が経営指導員に対してどんなことを期待しているのか理解できるようになり、実際にアイデアや提案が湧いてくるものです。

